

広島県告示第四百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成二十三年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成二十三年七月二十一日

二 存続期間

免許の日から平成二十五年八月三十一日まで

三 申請期間

平成二十三年四月二十八日から平成二十三年六月二十七日まで

四 公示番号

区第四百二十六号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	真珠養殖業	一月一日から二月三十一日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

東広島市安芸津町木谷地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ七直線によつて囲まれた

区域

基点一 安芸津町ホボロ島の高

基点二 〃 鼻繰島南端

基点三 〃 木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ百六十二メートルの所

基点四 〃

〃 大宿根西の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ九十メートルの所

基点五 〃

〃 本江の南西の鼻

基点六 〃 赤崎鼻突端埋立地北側護岸付け根から護岸沿い西へ四メートルの所

ルの所

ア 一から二を見通す線上百メートルの所

イ 二から一を見通す線上五十メートルの所

- ウ 三から鼻線島北端を見通す線上五十メートルの所
- エ 四から一を見通す線上二百メートルの所
- オ 五から一を見通す線上五十メートルの所
- カ 六から一を見通す線上五十メートルの所
- キ 一から五を見通す線上百メートルの所

六 地元地区

東広島市安芸津町木谷